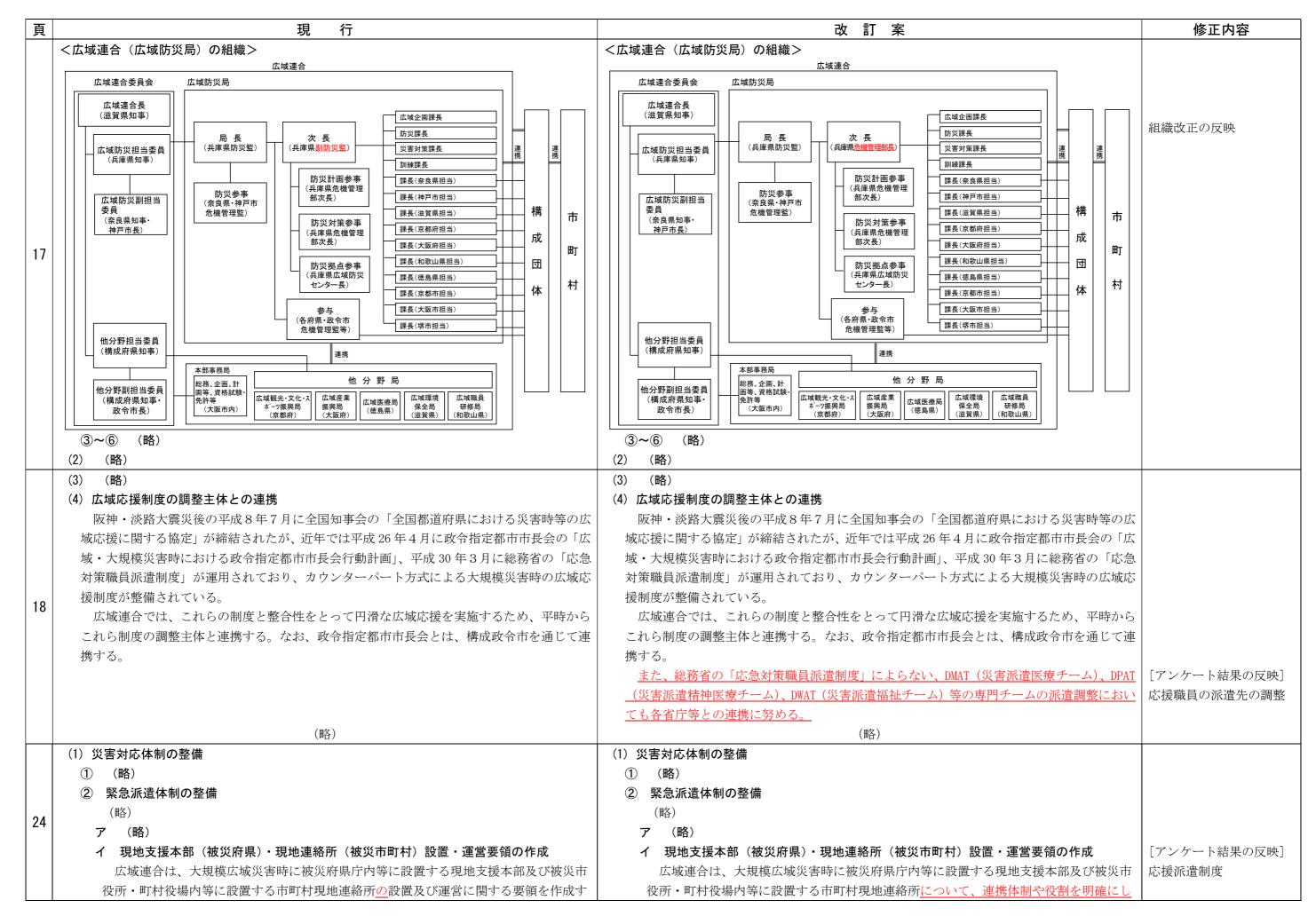
## 関西防災・減災プラン 総則編 地震・津波災害対策編 改訂 新旧対照表

頁		改訂案	修正内容
,	50 T3		1921.10
	関西防災・減災プラン	関西防災・減災プラン	
	(総則編)	(総則編)	
	(地震・津波災害対策編)	(地震・津波災害対策編)	
		<u>令和 年 月改訂</u>	
	令和6年3月改訂		
	(令和4年3月改訂) (令和2年3月改訂)	(令和4年3月改訂) (令和2年3月改訂)	
	(平成 29 年 11 月改訂)	(平成 29 年 11 月改訂)	
	(平成 24 年 3 月策定)	(平成 24 年 3 月策定)	
	即五六代法人	即来点状体人	
	関西広域連合 広域防災局	関西広域連合 広域防災局	

頁	現 行	改訂案	修正内容
	3 策定方針	3 策定方針	
	本プランは、次の3つの方針に基づき策定する。	本プランは、次の3つの方針に基づき策定する。	
	(1) 阪神・淡路大震災、東日本大震災及び熊本地震等の経験・教訓を踏まえたプラン	(1) 阪神・淡路大震災、東日本大震災及び熊本地震等の経験・教訓を踏まえたプラン	
	関西は、平成7年に発生した阪神・淡路大震災から創造的復興を成し遂げてきており、そ	関西は、平成7年に発生した阪神・淡路大震災から創造的復興を成し遂げてきており、そ	
	の経験と教訓、さらには、東日本大震災、熊本地震、 <u>鳥取県中部地震</u> 等の支援を通じて見え	の経験と教訓、さらには、東日本大震災、熊本地震、 <mark>令和6年能登半島地震</mark> 等の支援を通じ	
	てきた課題等を踏まえたプランとする。	て見えてきた課題等を踏まえたプランとする。	
	$(2) \sim (3) \qquad (略)$	(2)~(3) (略)	
	4 計画の見直し	4 計画の見直し	
	本プランは、概ね3年に1度見直しを行う。	本プランは、概ね3年に1度見直しを行う。	
	ただし、国において防災対応の大きな変更があった場合等、必要があれば適宜プランの見直	ただし、国において防災対応の大きな変更があった場合等、必要があれば適宜プランの見直	
	しを行う。	しを行う。	
	なお、大規模な広域防災拠点施設の整備など、構成団体が実施する新たな事業に連携して取	なお、大規模な広域防災拠点施設の整備など、構成団体が実施する新たな事業に連携して取	
2	り組むとともに、進捗に合わせたプランへの反映を行う。	り組むとともに、進捗に合わせたプランへの反映を行う。	
	また、プランの見直しにあたっては、想定場面を明確にした訓練を実施し、その検証結果を	また、プランの見直しにあたっては、想定場面を明確にした訓練を実施し、その検証結果を	
	計画に反映させるなど、定期的に点検を行い計画の効果や実効性の確保を図る。	計画に反映させるなど、定期的に点検を行い計画の効果や実効性の確保を図る。	
	(参考:計画策定経緯) 平成 23 年度 総則編、地震・津波災害対策編を策定 原子力災害対策編は概括的・骨格的な計画を策定 平成 25 年度 原子力災害対策編を改定 平成 26 年度 風水害対策編、感染症対策編を策定 平成 29 年度 総則編、地震・津波災害対策編を改訂 平成 30 年度 原子力災害対策編を改訂 令和元年度 総則編、地震・津波災害対策編、風水害対策編を改訂 令和 2 年度 感染症対策編(家畜伝染病)を改訂 令和 3 年度 総則編、地震・津波災害対策編、風水害対策編。原子力災害対策編を改訂 令和 5 年度 総則編、地震・津波災害対策編、風水害対策編。原子力災害対策編を改訂 令和 5 年度 総則編、地震・津波災害対策編、風水害対策編、原子力災害対策編、感染症対策編を改訂	(参考:計画策定経緯) 平成 23 年度 総則編、地震・津波災害対策編を策定 原子力災害対策編は概括的・骨格的な計画を策定 平成 25 年度 原子力災害対策編を改定 平成 26 年度 風水害対策編、感染症対策編を策定 平成 29 年度 総則編、地震・津波災害対策編を改訂 平成 30 年度 原子力災害対策編を改訂 令和元年度 総則編、地震・津波災害対策編、風水害対策編を改訂 令和 2 年度 感染症対策編(家畜伝染病)を改訂 令和 3 年度 総則編、地震・津波災害対策編、風水害対策編。原子力災害対策編を改訂 令和 5 年度 総則編、地震・津波災害対策編、風水害対策編、原子力災害対策編、感染症対策編を改訂 令和 6 年度 総則編、地震・津波災害対策編、風水害対策編、原子力災害対策編、感染症対策編を改訂 会和 6 年度 総則編、地震・津波災害対策編を改訂	
	プランの特徴	プランの特徴	
	(1)~(5) 略	(1)~(5) 略	
	(6) 未曾有といわれた2つの大震災等の教訓を盛り込んだプラン	(6) 未曾有といわれた2つの大震災等の教訓を盛り込んだプラン	
3	○ 初動体制の大切さ、防災関係機関やボランティアとの連携、住民主体の創造的復興、減		
	災対策の大切さなど阪神・淡路大震災の経験と教訓を反映	災対策の大切さなど阪神・淡路大震災の経験と教訓を反映	
	○ カウンターパート方式による支援、 <mark>被災地のニーズ等を直接把握し、応援活動を行う</mark> 現		
	地支援本部の設置、迅速・的確な救援物資の調達・配送の仕組みづくりなど、東日本大震		
	災の支援の成果と課題を反映	災 <u>、熊本地震、令和6年能登半島地震で</u> の支援の成果と課題を反映	
	○ 各構成府県で分担して各分野のアドバイザーからなる支援チームを派遣するなど、熊本		

地震の支援の成果と課題を反映



頁	現 行	改訂案	修正内容
	る。	<u>た上で、</u> 設置及び運営に関する要領を作成する。	
	ウ (略)	ウ (略)	
	③ (略)	③ (略)	
	ア~イ (略)	ア~イ (略)	[アンケート結果の反映]
		<u>ウ 新たな技術による資機材の活用</u>	避難所運営(断水への対
		長期断水に備えるとともに、避難所におけるより良好な生活環境の確保のため、構成	応)
25		府県及び管内市町におけるトイレカーやランドリーカー等の移動型車輌や水循環型シャ	
		ワー等の資機材について、保有状況の情報共有を行う。	
	<mark>ウ</mark> 基幹的防災拠点(0次拠点)の設定	<u>工</u> 基幹的防災拠点(0次拠点)の設定	
	(略)	(略)	
	エ 指定避難所の整備	エ 指定避難所の整備	
	市町村は、指定避難所の指定を進めるとともに、平常時から住民に場所・収容人数等に	市町村は、指定避難所の指定を進めるとともに、平常時から住民に場所・収容人数等に	
	ついて周知徹底を行う。指定避難所の指定にあたっては、下記の項目に留意して指定す	ついて周知徹底を行う。指定避難所の指定にあたっては、下記の項目に留意して指定す	
	る。	る。	
	・ 被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有していること	・ 被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有していること	
	・ 速やかに被災者等を受入れること等が可能な構造又は設備を有していること	・ 速やかに被災者等を受入れること等が可能な構造又は設備を有していること	
	<ul><li>耐震性・耐火性が確保されており、津波等による被害のおそれがないこと</li></ul>	・ 耐震性・耐火性が確保されており、津波等による被害のおそれがないこと	
	・ 災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること	・ 災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること	
	なお、指定避難所に老朽化の兆候が認められる場合は、計画的な安全確保対策に努め	なお、指定避難所に老朽化の兆候が認められる場合は、計画的な安全確保対策に努め	
	5.	3.	
	また、指定避難所として活用する施設について、学校や指定管理施設等を指定する場合と、1845年18月18日 1875年18月18日 1	また、指定避難所として活用する施設について、学校や指定管理施設等を指定する場	
	合は、指定避難所としての施設の利用方法、運営管理に関する役割分担等について事前	合は、指定避難所としての施設の利用方法、運営管理に関する役割分担等について事前	
	に管理者等と具体的な調整を図る。	に管理者等と具体的な調整を図る。	
	さらに、指定避難所における良好な生活環境を確保するために、施設整備や、避難生活	さらに、指定避難所における良好な生活環境を確保するために、施設整備や、避難生活	
	に必要な物資の備蓄、運営管理に係るマニュアル作成・訓練等の実施、専門家等との情報	に必要な物資の備蓄、避難所内の空間配置図やレイアウト図等の施設の利用計画を含む	防災基本計画の修正
20	交換等に努める。	運営管理に係るマニュアル作成・訓練等の実施、専門家等との情報交換等に努める。	
28	加えて、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線を確認してお	加えて、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線を確認してお くとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部	
	くとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、ホテル・旅館等	局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、ホテル・旅館等	
	の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。	の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。	
	また、感染症の自宅療養者等の被災に備えて、保健所は、防災担当部局と連携の下、ハ	また、感染症の自宅療養者等の被災に備えて、保健所は、防災担当部局と連携の下、ハ	
	ザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう	ザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう	
	努める。さらに、管内市町村の防災担当部局と連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向	努める。さらに、管内市町村の防災担当部局と連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向	
	けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて自宅療養者等に対し、個人情報に	けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて自宅療養者等に対し、個人情報に	
	留意しつつ、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。	留意しつつ、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。	
	市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要	市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要	
	配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努める。	配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努める。	
	市町村は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくること	市町村は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくること	
	がないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受	がないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受	
	入れ対象者(高齢者、障害者等を表記)を特定して公示する。	入れ対象者(高齢者、障害者等を表記)を特定して公示する。	
	構成府県は、管内市町村が進める指定避難所の整備について、必要な支援を行う。	構成府県は、管内市町村が進める指定避難所の整備について、必要な支援を行う。	
	(mtr)	(m/r)	
	⑥ (略)	⑥ (略)	

頁	現 行	改訂案	修正内容
29	7 保健医療活動体制の整備 ア 保健医療調整本部体制の整備 構成府県は、災害時の保健医療活動に関する活動を総合的に調整するため、保健医療調整本部の体制を整備する。 また、被災府県が設置する同本部への業務支援を行うため、DHEAT(災害時健康危機管理支援チーム)の構成員の人材育成と資質の維持向上に努める。  イ 避難所等における保健医療提供体制の整備 構成府県は、避難所等における保健医療活動を実施するため、医師、歯科医師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士及び薬剤師等による支援チームの整備に努めるとともに、人材育成と資質の維持向上を図る。	7 保健医療活動体制等の整備  ア 保健医療調整本部体制の整備等 構成府県は、災害時の保健医療活動に関する活動を福祉とも連携し総合的に調整する ため、保健医療調整本部の体制を整備する。 また、被災府県が設置する同本部への業務支援を行うため、DHEAT(災害時健康危機管 理支援チーム)やDWAT(災害派遣福祉チーム)、災害支援ナースの構成員の人材育成と資質の維持向上に努めるとともに、広域連合と構成府県の間で保有チーム数などの情報共有を行う。  イ 避難所等における保健医療福祉提供体制の整備 構成府県は、避難所等における保健医療福祉活動を実施するため、医師、歯科医師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士、薬剤師、福祉専門職等による支援チームの整備に努めるとともに、人材育成と資質の維持向上を図る。	防災基本計画の修正
30	イ~ウ (略) エ 災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等の整理 構成団体は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、域内自治体同士の応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。  (略)	<ul> <li>(略)</li> <li>エ 災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等の整理 構成団体は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、 域内自治体同士の応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在にお ける被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時 の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。 広域連合は、構成団体の取り組み状況を把握し、広域連合内での情報共有に努める。</li> <li>(略)</li> </ul>	[アンケート結果の反映] 避難所運営(二次避難)
34 • 35	③~⑥ (略)  (4) 孤立集落対策の実施 広域連合は構成府県と連携し、府県境の山間部等で孤立集落が発生した場合に備え、応援 体制を整備する。また、通信電波が届かない地域の解消について、携帯電話事業者各社への 協力要請、物資搬送や住民移送について民間へリコプターに係る協定の拡大などに取り組む。  構成府県は、孤立集落対策として、災害時に孤立する可能性のある集落について、災害発 生直後の救命救助に最も必要となる通信手段及びヘリコプター臨時着陸場等の確保に努める とともに、集落や自宅での備蓄の促進を働きかける。	③~⑥ (略)  (4) 孤立集落対策の実施 広域連合は構成府県と連携し、府県境の山間部等で孤立集落が発生した場合に備え、応援体制を整備する。また、通信電波が届かない地域の解消について、携帯電話事業者各社への協力要請、衛星通信、衛星写真、物資搬送等における民間へリコプター、ドローンの活用等に係る協定の拡大などに取り組む。 構成府県は、孤立集落対策として、災害時に孤立する可能性のある集落について、災害発生直後の救命救助に最も必要となる通信手段及びヘリコプター臨時着陸場等の確保、早期の道路啓開のための道路管理者等との連携体制の整備に努めるとともに、集落や自宅での備蓄の促進を働きかける。	孤立地域で情報収集
	(略)	(略)	

頁	現 行	改訂案	修正内容	
	<ul> <li>② (略)</li> <li>(6) (略)</li> <li>(7) 防災基盤整備・防災まちづくり等の促進</li> <li>① 防災基盤施設の整備促進</li> <li>ア 地震防災上重要な施設等の整備</li> </ul>	<ul><li>② (略)</li><li>(6) (略)</li><li>(7) 防災基盤整備・防災まちづくり等の促進</li><li>① 防災基盤施設の整備促進</li><li>ア 地震防災上重要な施設等の整備</li></ul>		
36	阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて制定された地震防災対策特別措置法に基づき、各都道府県において、これまで5次にわたる地震防災緊急事業五箇年計画が策定されてきた。引き続き、地震防災上重要な施設等の整備を推進するため、6次に向けた計画の策定を進めている。 構成府県は、地震防災緊急事業五箇年計画等を踏まえ、緊急輸送道路をはじめとする	阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて制定された地震防災対策特別措置法に基づき、各都道府県において策定されている地震防災緊急事業五箇年計画 <u>に基づき、</u> 引き続き、地震防災上重要な施設等の整備を推進する。 構成府県は、地震防災緊急事業五箇年計画等を踏まえ、緊急輸送道路をはじめとする	時点修正	
	道路、公共施設の耐震化、海岸・河川施設、砂防・治山施設、ライフライン関係施設、 備蓄関係施設、農地・農業用施設等の防災基盤施設の整備を推進し、防災力のさらなる 向上に努める。 イ (略)	道路、公共施設の耐震化、海岸・河川施設、砂防・治山施設、ライフライン関係施設、 備蓄関係施設、農地・農業用施設等の防災基盤施設の整備を推進し、防災力のさらなる 向上に努める。 イ (略)		
	(1) 情報収集体制の確立	(1) 情報収集体制の確立		
49	広域連合は、次の①から④の事態が発生した場合には、対策準備室を設置し、情報収集及び連絡調整に必要な人員を確保するとともに、構成団体及び連携県と連携し、災害の状況、府県災害対策本部の設置状況等について情報を収集する。また、構成団体の地震被害想定、さらには消防庁の簡易型地震被害想定システム等を活用して被害予測情報を把握する。これらの情報について、構成団体及び連携県と共有する。また、消防、警察、自衛隊、海上保安庁との間で被災状況や活動状況について、国の出先機関等との間で道路、空港、港湾等の交通施設の被災状況について、情報の共有を図る。あわせて各種メディア等からの情報を収集する。 ① 圏域(構成府県及び連携県の区域。以下同じ。)内で震度5強以上の揺れが観測された場合 ② 圏域内で大津波警報が発表された場合 ③ 圏域内の府県で災害対策本部が設置された場合 ④ その他圏域内で甚大な被害が推測される場合 【圏域外で災害発生の場合】	広域連合は、次の①から④の事態が発生した場合には、対策準備室を設置し、情報収集及び連絡調整に必要な人員を確保するとともに、構成団体及び連携県と連携し、災害の状況、府県災害対策本部の設置状況等について情報を収集する。また、構成団体の地震被害想定、さらには消防庁の簡易型地震被害想定システム等を活用して被害予測情報を把握する。これらの情報について、構成団体及び連携県と共有する。また、消防、警察、自衛隊、海上保安庁との間で被災状況や活動状況について、国の出先機関等との間で道路、空港、港湾等の交通施設の被災状況について、情報の共有を図る。あわせて各種メディア等からの情報を収集する。 ① 圏域(構成府県及び連携県の区域。以下同じ。)内で震度5強以上の揺れが観測された場合 ② 圏域内で大津波警報が発表された場合 ③ 圏域内の府県で災害対策本部が設置された場合 ④ その他圏域内で甚大な被害が推測される場合 【圏域外で災害発生の場合】		
	広域連合は、圏域外(国内に限る。以下同じ。)で震度6弱以上の揺れが観測された場合又は報道等で甚大な被害が推測される場合は、被災都道県に連絡し災害の状況を把握する。 広域連合は、把握した被災府県の状況を構成団体及び連携県に提供し、情報を共有する。 また、広域応援の必要性及び応援の調整主体の調整状況を把握するため、総務省、全国知	広域連合は、圏域外(国内に限る。以下同じ。)で震度6弱以上の揺れが観測された場合又は報道等で甚大な被害が推測される場合は、被災都道県に連絡し災害の状況を把握する。 広域連合は、把握した被災府県の状況を構成団体及び連携県に提供し、情報を共有する。 また、広域応援の必要性及び応援の調整主体の調整状況を把握するため、総務省、全国知	[アンケート結果の反映]	
	事会等と連絡を密にする。	事会等と連絡を密にする <u>とともに、DMAT、DPAT、DWAT 等の専門チームの派遣調整においても</u> 各省庁等との連携に努める。	応援職員の派遣先の調整	
	(略)	(略)		

頁		現 行		改訂案	修正内容	
52	② 応援体制の確立 広域連合は、被災団体から応援要請があった場合、その他被害が甚大で広域応援が必要と判断される場合には、応援調整に必要な人員を確保し、構成団体及び連携県と連絡を取り合い、応援・受援の調整を行い、関西が一体となって災害対策を実施する。被災していない又は被災の程度が軽微で被災団体を応援することとなった構成団体(以下「応援団体」という。)は、災害対策支援本部の設置等、応援体制を確立し、被災団体を応援する。  ア~ウ (略)		② 応援体制の 広域連合 と判断されの り合い、応 で を 形 で 形 に 形 で だ 形 で で だ が の た で が た で が た で が た が た が た が た が た が た	[アンケート結果の反映]		
	(被災府県の受援	業務)	(被災府県の受援	業務)		
	区分	主な受援業務	区分	主な受援業務		
55	共通事項	・応援の要請 ・応援・受援本部の設置及び受援の総合調整等の実施 ・被害状況、被災者ニーズ等の迅速・的確な情報収集と提供 ・応援部隊(消防、警察、自衛隊、海上保安庁、DMAT、DPAT、保健医療活動チーム等)や応援要員(他府県等)との現地調整所や調整会議等による情報共有 ・応援部隊等の活動拠点、広域搬送拠点、救援物資受入拠点等の確保・整備と府県災害対策本部との通信の確保 ・活動の長期化による応援部隊等の活動物資の確保・必要に応じて応援部隊等の宿泊場所の確保・必要に応じて応援部隊等の宿泊場所の確保・応援・受援管理帳票による資源の調達・管理・応援に関する状況把握	共通事項	・応援の要請 ・応援・受援本部の設置及び受援の総合調整等の実施 ・被害状況、被災者ニーズ等の迅速・的確な情報収集と提供 ・応援部隊(消防、警察、自衛隊、海上保安庁、DMAT(災害派遣医療チーム)、DPAT(災害派遣精神医療チーム)、救護班等の保健医療活動チーム、DWAT(災害派遣福祉チーム)、災害支援ナース等)や応援要員(他府県等)との現地調整所や調整会議等による情報共有 ・応援部隊等の活動拠点、広域搬送拠点、救援物資受入拠点等の確保・整備と府県災害対策本部との通信の確保 ・活動の長期化による応援部隊等の活動物資の確保 ・必要に応じて応援部隊等の宿泊場所の確保 ・応援・受援管理帳票による資源の調達・管理 ・応援に関する状況把握	防災基本計画の修正 [アンケート結果の反映] DWAT との連携強化	
	他府県等応援要 員受入	(略)	他府県等応援要員受入	(略)		
	救命救助・消火 部隊受入	(野各)	救命救助・消火 部隊受入	(略)		
	重症患者広域搬送、医療・保健・ 介護・福祉支援 の受入	・保健・医療支援を行う DMAT (災害派遣医療チーム)、DPAT (災害派遣精神 医療チーム)、保健師チーム、DHEAT (災害時健康危機管理支援チーム)、 救護班等の保健医療活動チームの活動調整 (情報共有・提供、活動場所の 調整、必要資機材の提供等) ・広域搬送拠点の確保・運営 ・介護・福祉支援を行う <u>災害派遣福祉チーム (DWAT 等)</u> 等の応援要員との緊 密な連携(被害状況、活動場所の情報提供等) 等	重症患者広域搬送、医療・保健・ 介護・福祉支援 の受入	<ul> <li>・保健・医療支援を行う DMAT、DPAT、保健師チーム、DHEAT (災害時健康危機管理支援チーム)、災害支援ナース、救護班等の保健医療活動チームの活動調整 (情報共有・提供、活動場所の調整、必要資機材の提供等)</li> <li>・広域搬送拠点の確保・運営・介護・福祉支援を行う DWAT 等の応援要員との緊密な連携(被害状況、活動場所の情報提供等)等</li> </ul>	防災基本計画の修正	
	救援物資受入	(略)	救援物資受入	(略)		

頁	現  行	改訂案	修正内容
	(被災市町村の受援業務)	(被災市町村の受援業務)	
	区分主な受援業務	区分主な受援業務	
56	共通事項 ・応援の要請 ・受援班/受援担当の設置及び受援の総合調整等の実施 ・被害状況、被災者ニーズ等の迅速・的確な情報収集と提供 ・応援部隊(消防、警察、自衛隊、海上保安庁、DMAT、DPAT、保健医療活動 チーム等)や応援要員(他市町村等)との現地調整所や調整会議等による 情報共有 ・応援部隊等の活動拠点、救援物資受入拠点等の確保。応援部隊等の通信手 段の確保 ・活動の長期化による応援部隊等の生活物資の確保 ・必要に応じて応援部隊等の宿泊場所の確保 ・応援・受援管理帳票による適切な資源管理 ・受援に関する状況を把握し、庁内で情報の共有・調整 等		防災基本計画の修正 [アンケート結果の反映] DWAT との連携強化
	他市町村等応援 (略) 要員受入	他市町村等応援 (略) 要員受入	
	* 応援部隊の応援要員の受入調整 * 応援部隊の応援要員の受入調整 * 応援部隊の応援要員との緊密な連携(被害状況、活動場所、緊急輸送ルート、進出拠点・活動拠点等の位置図の情報提供等) * 被災府県保健医療調整本部と連携した保健医療活動の調整 * 保健・医療支援を行う DMAT (災害派遣医療チーム)、DPAT (災害派遣精神医療チーム)、保健師チーム、救護班等の保健医療活動チームの現地活動調整(情報共有・提供、活動場所の調整) 等	救命救助・消火   ・応援部隊の応援要員の受入調整   ・応援部隊の応援要員との緊密な連携(被害状況、活動場所、緊急輸送ルート、進出拠点・活動拠点等の位置図の情報提供等)   ・被災府県保健医療調整本部と連携した保健医療活動の調整   ・保健・医療・福祉支援を行う DMAT、DPAT、保健師チーム、救護班等の保健医療活動チーム、DWAT、災害支援ナース等の現地活動調整(情報共有・提供、活動場所の調整)   等	防災基本計画の修正 [アンケート結果の反映] DWAT との連携強化
	2 応援・受援シナリオ	2 応援・受援シナリオ	
66	広域連合は、被災地の被害状況に応じ、原則として、現地支援本部・現地連絡所を発災後概	広域連合は、被災地の被害状況に応じ、 <u>速やかに総務省、関係団体と調整の上、</u> 原則として 発災後概ね3日以内に、現地支援本部・現地連絡所を設置し、応急対応期(発災後概ね4日目 から)以降に本格的な被災地支援を行う。 <u>支援にあたっては、「応急対策職員派遣制度」による 総括支援チーム及び対口支援団体と円滑な連携を図る。</u> 広域連合は、構成団体及び連携県と、現地支援本部・現地連絡所に職員を派遣して、被災自 治体を支援するとともに、円滑な応援・受援が実施されるよう、緊急・応急対策を実施する関係	応援職員の派遣先の調整
	機関や全国から応援に入っている自治体等との調整を行う。	機関や全国から応援に入っている自治体等との調整を行う。	
	(略)	(略)	
	<現地支援本部(被災府県庁)、現地連絡所(被災市町村役場)設置・運営要領の主な項目>	<現地支援本部(被災府県庁)、現地連絡所(被災市町村役場)設置・運営要領の主な項目>	
68	ア 現地支援本部(府県庁)設置・運営要領 (ア)業務内容 ・ 現地の被災状況と交通情報を収集し、逐次報告 ・ 各被災府県の支援ニーズを把握し、逐次報告 ・ 阪神・淡路大震災や東日本大震災、熊本地震などの過去の災害の経験を生かし、緊急・応急対応から被災者支援、復旧・復興にかかる課題・対策事例を伝え、今後発生する対応業務についての情報提供・対応支援を行う ・ 被災府県、応援府県間の応援調整を行う。 (イ)~(ウ) (略) イ (略)	ア 現地支援本部(府県庁)設置・運営要領 (ア)業務内容 ・ 現地の被災状況と交通情報を収集し、逐次報告 ・ 各被災府県の支援ニーズを把握し、逐次報告 ・ 阪神・淡路大震災や東日本大震災、熊本地震、令和6年能登半島地震などの過去の災害の経験を生かし、緊急・応急対応から被災者支援、復旧・復興にかかる課題・対策事例を伝え、今後発生する対応業務についての情報提供・対応支援を行う・ 被災府県、応援府県間の応援調整を行う。 (イ)~(ウ) (略) イ (略)	

頁	現  行	改訂案	修正内容
	(1) 被災構成府県の対応	(1) 被災構成府県の対応	
	① 応援要請	① 応援要請	
	被災構成府県は、災害対策の内容・事務量等から人的応援の必要性について判断し、被	被災構成府県は、災害対策の内容・事務量等から人的応援の必要性について判断し、被	
	災府県内の応援体制のみでは対応できない時は、応援団体又は広域連合に応援を要請す	災府県内の応援体制のみでは対応できない時は、応援団体又は広域連合に応援を要請す	
	る。なお、災害対応体制確立後の応援要請については、職種ごとの概算人員の算定を行	る。なお、災害対応体制確立後の応援要請については、職種ごとの概算人員の算定を行	
	う。	う。	
	また、被災構成府県は、広域連合と調整し、必要に応じて <u>被災市区町村応援職員確保シ</u>	また、被災構成府県は、広域連合と調整し、必要に応じて <u>応急対策職員派遣制度</u> により	修正もれ
	ステムにより被災市区町村を支援するため、総務省に応援を要請する。	被災市区町村を支援するため、総務省に応援を要請する。	
	② 応援職員の受け入れ	② 応援職員の受け入れ	
	被災構成府県は、応援職員への業務の割当についての現地支援本部等との調整、執務ス	被災構成府県は、応援職員への業務の割当についての現地支援本部等との調整、執務ス	
	ペースの提供及び応援の交代要員への引き継ぎ方法の確立等応援職員の受入体制の整備に	ペースの提供及び応援の交代要員への引き継ぎ方法の確立等応援職員の受入体制の整備に	
76	努める。その際、感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫や TV 会議及び Web 会議	努める。その際、感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫や TV 会議及び Web 会議	
	システムの活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとす	システムの活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとす	
77	る。また、 <u>必要に応じて応援要員の宿舎等の確保を行う。</u>		[アンケート結果の反映]
′′		<u>応援職員の活動環境の整備に努めるものとする。</u>	応援職員の活動環境の確
	③ (略)	③ (略)	保
	(2) 広域連合・応援団体の対応	(2) 広域連合・応援団体の対応	
	①~② (略)	①~② (略)	
	③ 国・関係機関等との連絡・調整	③ 国・関係機関等との連絡・調整	
	応援団体は、自府県のみ又は同一被災団体を応援するカウンターパート内のみでは派遣	応援団体は、自府県のみ又は同一被災団体を応援するカウンターパート内のみでは派遣	
	に必要な要員の確保が困難な場合は、広域連合に必要な要員の確保を要請する。	に必要な要員の確保が困難な場合は、広域連合に必要な要員の確保を要請する。	
	広域連合は、他の構成団体及び連携県、協定等を締結している他ブロックと連絡・調整	広域連合は、他の構成団体及び連携県、協定等を締結している他ブロックと連絡・調整	
	を行い、派遣に必要な要員を確保する。	を行い、派遣に必要な要員を確保する。	16
	また、 <u>被災市区町村応援職員確保システム</u> による応援職員の派遣等が行われる場合、広	また、 <u>応急対策職員派遣制度</u> による応援職員の派遣等が行われる場合、広域連合は、現	修止もれ 
	域連合は、現地調整会議に参加し、必要な調整を行う。	地調整会議に参加し、必要な調整を行う。	
	④ (略)	④ (略)	

	玛	見 行			改	訂案		修正内容
2-5 被災者 (略) く被災者の	音の支援 生活状況の変化と必要な対応>			(所	災者の支援 §) の生活状況の変化と必要な対応>			
一	生活の状況	必要な対応	広域連合の対応	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	生活の状況	必要な対応	広域連合の対応	
所開	1 避難所の運営 ・被災市町村職員が対応 ・地域自治会等の組織による運営が求められる ※在宅避難、指定されていない場所での避難(車中泊等)の存在に留意	1 避難所の運営 ・避難所の運営 ・避難所受付窓口の設置 ・避難者名簿の整備 ・避難所所運営方針、ルールの確立 ・避難所運営会議(定例)の開催 ・応援職員等による支援、ボランティアによる支援 ※ペット同行避難者及び子供のいる家族等への配慮 ・女性の参画の推進	<ul><li>数の整-3 で記の</li><li>で記のをのでででででででででででででででででででででででででででででででででで</li></ul>	避難所期・被災直後の一時的な生活空間前期	1 避難所の運営等 ・被災市町村職員が対応 ・地域自治会等の組織による運営が求められる	1 避難所の運営等 ・避難所の運営等 ・避難所受付窓口の設置 ・避難者名簿の整備 ・避難所所運営方針、ルールの確立 ・避難所運営方議(定例)の開催 ・応援職員等による支援、ボランティアによる支援 ・べット同行避難者及び子供のいる家族等への配慮 ・女性の参画の推進 ・保健師、福祉関係者、NPO等による 避難状況把握等への支援及び各主体間の調整 ・在宅避難者、車中泊による避難生活を送る避難者への支援	○ 救の整 (2-4 を 7.70) での入 (2-4 を 7.74) で記	防災基本計画の修正
	2 情報の取得・管理・共有 ・避難者への提供情報の不足や錯 綜、マスコミ等の殺到	2 情報の取得・管理・共有 ・情報取得手段の確保、携帯電話、スマートンの充電手段の確保 ・避難所開設状況等広報活動の実施・支援情報の掲示等情報共有の実施・在宅避難者への支援情報等の広報 手段の確保	金 (2-6 で詳細 を 記 載 p. 80) ○ ボランテ ィアの 動促進 (2-7 で詳細	[HJ]	2 情報の取得・管理・共有 ・避難者への提供情報の不足や錯 綜、マスコミ等の殺到	2 情報の取得・管理・共有 ・情報取得手段の確保、携帯電話、スマートンの充電手段の確保 ・避難所開設状況等広報活動の実施 ・支援情報の掲示等情報共有の実施	(2-6 で詳細	
	3 食料・物資 ・道路の途絶や電気、ガス、水道な どライフラインの寸断、膨大な 被災者の発生などにより、食料、 水、生活必需品が不足	3 食料・物資 ・備蓄物資の配布 ※高齢者、妊産婦、乳幼児、食事 制限のある方等への配慮 ・必要食数の把握・報告 ・救援物資調達・救援ルートの確保 ・物資の数量管理、衛生的な保管 ・衛生資材、女性特有の物資(生理用 品)の確保	を 記 載 p. 84)		3 食料・物資 ・道路の途絶や電気、ガス、水道な どライフラインの寸断、膨大な 被災者の発生などにより、食料、 水、生活必需品が不足	3 食料・物資 ・備蓄物資の配布 ※高齢者、妊産婦、乳幼児、食事 制限のある方等への配慮 ・必要食数の把握・報告 ・救援物資調達・救援ルートの確保 ・物資の数量管理、衛生的な保管 ・衛生資材、女性特有の物資(生理用 品)の確保	を 記 載 p.84)	
	4 避難所の居住環境 ・暑さ・寒さへの対応ができない ・トイレ、風呂が利用できない ・多数の避難者で混雑、プライバシーの確保が困難 ・ウイルス等による集団感染の懸念 ・性暴力・DV の発生	・避難所の換気、冷暖房機器などの整			4 避難所の居住環境 ・暑さ・寒さへの対応ができない ・トイレ、風呂が利用できない ・多数の避難者で混雑、プライバシーの確保が困難 ・ウイルス等による集団感染の懸念 ・性暴力・DV の発生	4 避難所の居住環境 ・毛布の配布 ・避難所の換気、冷暖房機器などの整備 ・開設当初からのパーティションや 投ボールベッド等の設置に努める ・停電に備えたライト等の配備 ・福祉避難所の確保、企業の研修施設・保養施設などの活用 ・広域避難受入 ・仮設トイレ、仮設風呂の応援、周辺施設の風呂の開放 ※女性の視点に留意 ※女性や子供等の安全に配薦スペースの確保や適切な避難所レイアウト ・トイレの使用ルールの周知、トイレの衛生的な管理		